



相続財産清算人について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第50号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

令和3年民法改正（令和5年4月1日施行）によって相続財産管理制度が改正されました。本改正前、相続財産管理人（旧相続財産管理人）は保存目的のものと清算目的のものとの2つの類型がありました。本改正によって保存目的の旧相続財産管理人は、「相続財産管理人」（新相続財産管理人）として整理され、清算目的の旧相続財産管理人は「相続財産清算人」として整理されました。新相続財産管理人は、保存目的の旧相続財産管理人と比べ、選任できる場面が増えるとともに、包括的な制度となった点で、利用しやすいものとなりました。相続財産清算人も、清算目的の旧相続財産管理人と比べ、公告期間が短縮された点で、利用しやすいものとなりました。

特に本改正によって相続人があることが明らかでないケースにおいて、相続財産清算人のみならず新相続財産管理人が選任できるようになった点は、注目に値します。従来清算目的の旧相続財産管理人が選任されていた場面で、相続財産清算人でなく、新相続財産管理人が利用される場面があるかもしれません。例えば、債権者たる金融機関が相続人があることが明らかでない債務者（被相続人）の借入金と預金を相殺するとき、相殺の意思表示の対象として、清算目的の旧相続財産管理人を選任することが実務上行われてきましたが、本改正後は、相続財産清算人でなく、コストや期間短縮の利点のある、（保存目的の）新相続財産管理人を相殺の意思表示の対象とすることが可能である旨指摘する文献もあり、今後の新相続財産管理人の利用状況が注目されます。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・ 相続財産清算人について

[\(https://www.clo.jp/column/3960/\)](https://www.clo.jp/column/3960/)

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 峯川 弘暉 ([minekawa\\_h@clo.gr.jp](mailto:minekawa_h@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....